

装装保第7016号
令和8年3月31日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各部 長
施設等機関の長
各地方防衛局長

装備政策部長
(公印省略)

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領につ
いての一部改正について（通知）

標記について、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領
について（装装保第14846号。令和7年7月31日）の一部を下
記のとおり改正したので通知する。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに
順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め
、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を
付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一の
ものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記
部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対
象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに
対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙第1</p> <p>防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の 実施要領</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 物別官室長等 防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）第2条第3号に規定する<u>物別官室長、長官官房会計官付経理室長及び防衛装備庁の施設等機関の契約担当官等</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>第5 認証の申請及び審査</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> 装備保全管理課長は、認証申請事業者が、併せて秘密の取扱いを前提とする防衛事業適合事業者契約の申込みをする場合は、訓令第12条第1項に規定する契約申込書等及び前項に規定する認証申請書等を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。この場合において、前項後段の規定を適用するものとする。</p> <p><u>4</u> 地方防衛局調達部長等は、事業者から<u>前3項</u>に規定する書類の提出を受けたときは、当該書類が充足していること及びその内容を確認の上、防衛装備庁長官（装備保全管理課長気付）に進達するものとする。この際、地方防衛局調達部長等は、提出書類のうち付紙様式第1-1から付紙様式第1-4までの内容を精査するものとする。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>第6 認証証明書又は認証マーク</p> <p>1 [略]</p> <p>2 認証証明書の認証番号の表記は、次の例によるものとし、[事業者番号]は、事業者又は事業所ごとに割り振られた番</p>	<p style="text-align: right;">別紙第1</p> <p>防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の 実施要領</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>(3) 物別官室長等 防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）第2条第3号に規定する<u>物別官室長及び長官官房会計官付経理室長</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) [同左]</p> <p>第5 認証の申請及び審査</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>[項を加える。]</p> <p><u>3</u> 地方防衛局調達部長等は、事業者から<u>前2項</u>に規定する書類の提出を受けたときは、当該書類が充足していること及びその内容を確認の上、防衛装備庁長官（装備保全管理課長気付）に進達するものとする。この際、地方防衛局調達部長等は、提出書類のうち付紙様式第1-1から付紙様式第1-4までの内容を精査するものとする。</p> <p><u>4</u> [同左]</p> <p>第6 認証証明書又は認証マーク</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 認証証明書の認証番号の表記は、次の例によるものとし、[事業者番号]は、事業者又は事業所ごとに割り振られた番</p>

号を、[延長回数]は認証の延長回数（認証初回は0）を、それぞれ付すものとする。

認証証明書の認証番号：[事業者番号]
]—[延長回数]号

3～5 [略]

第9 認証に係る秘密保全体制の変更又は
認証の有効期間の延長

1～4 [略]

5 地方防衛局調達部長等は、前各項に規定する書類の提出を受けたときは、第5
第4項の規定に準じて内容を精査するものとする。

第10 防衛事業適合事業者契約の申込み
及び審査

1・2 [略]

3 装備保全管理課長は、防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者が認証事業者である場合は、前項の契約申込書等として、付紙様式第11-1の防衛事業適合事業者契約申込書並びに付紙様式第1-5の保全基準兼点検票及び秘密取扱情報システムの体制に係る関係書類を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。この場合において、訓令第13条第2項の規定による現地調査等は、訓令第6条第2項の規定による現地調査等又は第8条第2項の規定による保全検査（指摘事項のない場合に限る。）から3か月を経過していないときは、これを省略することができるものとする。

4～7 [略]

第19 事業者の教育体制

1 装備保全管理課長は、実施要領別紙第6付紙第1の基準2又は基準3に基づき、事業者から教育体制を整備又は維持す

号を、[延長回数]は認証の延長回数（認証初回は00）を、それぞれ付すものとする。

認証証明書の認証番号：[事業者番号]
]—[延長回数]号

3～5 [同左]

第9 認証に係る秘密保全体制の変更又は
認証の有効期間の延長

1～4 [同左]

5 地方防衛局調達部長等は、前各項に規定する書類の提出を受けたときは、第5
第3項の規定に準じて内容を精査するものとする。

第10 防衛事業適合事業者契約の申込み
及び審査

1・2 [同左]

3 装備保全管理課長は、防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者が認証事業者である場合は、前項の契約申込書等として、付紙様式第11-1の防衛事業適合事業者契約申込書並びに付紙様式第1-5の保全基準兼点検票及び秘密取扱情報システムの体制に係る関係書類を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。この場合において、当該事業者が、第5第1項の規定に基づく関係書類の提出から3か月を経過していないときは、本項に基づく書類の提出は、付紙様式第11-1を除き、これを省略することができるほか、訓令第13条第2項の規定による現地調査等は、訓令第6条第2項の規定による現地調査等又は第8条第2項の規定による保全検査（指摘事項のない場合に限る。）から3か月を経過していないときは、これを省略することができるものとする。

4～7 [同左]

第19 事業者の教育体制

1 装備保全管理課長は、実施要領別紙第6付紙第1の基準2又は基準3に基づき、事業者から教育体制を整備又は維持す

るために必要な研修に係る申込みを受けた場合は、当該事業者に対して研修を行うものとする。この場合において、当該事業者が認証事業者である場合は、実施要領別紙第6付紙第1中「防衛事業適合事業者」とあるのは「認証事業者」と、「定期的な点検、秘密取扱情報システム」とあるのは「定期的な点検」と、「防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまで」とあるのは「認証の日から6か月を経過する日まで」と、「秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者、アカウント管理者その他秘密保全組織」とあるのは「その他秘密保全組織」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

2・3 [略]

第20 従業者の確認

1・2 [略]

3 物別官室長等は、防衛事業適合事業者から提出された候補者名簿の写し及び同意書（写し）を装備保全管理課長に送付するものとし、装備保全管理課長は、必要に応じて関係機関等に照会する等し、これを確認するものとする。

4 装備保全管理課長は、秘密取扱原因契約の締結前に防衛事業適合事業者からの従業者の確認に係る申出がある場合は、当該事業者に対し、候補者名簿及び候補者名簿に掲載される従業者の同意書（写し）を提出させることができるものとする。

5 前項の規定に基づき候補者名簿及び同意書（写し）の提出を受けた装備保全管理課長は、必要に応じて関係機関等に照会する等し、これを確認するものとする。

6 装備保全管理課長は、前2項の受付中に当該事業者から従業者の確認に係る申出を取り消す旨の連絡を受けたときは、当該事業者と調整の上、候補者名簿及び同意書（写し）について返却又は破棄するものとする。

るために必要な研修に係る申込みを受けた場合は、当該事業者に対して研修を行うものとする。この場合において、当該事業者が認証事業者である場合は、実施要領別紙第6付紙第1中「防衛事業適合事業者」とあるのは「認証事業者」と、「防衛事業適合事業者契約」とあるのは「認証」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

2・3 [同左]

第20 従業者の確認

1・2 [同左]

3 物別官室長等は、防衛事業適合事業者から提出された候補者名簿の写し及び同意書の写しを装備保全管理課長に送付するものとし、装備保全管理課長は、必要に応じて関係機関等に照会する等し、これを確認するものとする。

4 装備保全管理課長は、秘密取扱原因契約の締結前に防衛事業適合事業者からの従業者の確認に係る申出がある場合は、当該事業者に対し、候補者名簿及び候補者名簿に掲載される従業者の同意書を提出させることができるものとする。

5 前項の規定に基づき候補者名簿及び同意書の提出を受けた装備保全管理課長は、必要に応じて関係機関等に照会する等し、これを確認するものとする。

6 装備保全管理課長は、前2項の受付中に当該事業者から従業者の確認に係る申出を取り消す旨の連絡を受けたときは、当該事業者と調整の上、候補者名簿及び同意書について返却又は破棄するものとする。

7 [略]

8 第4項及び第5項の手續後に当該事業者が秘密取扱原因契約を締結した場合は、当該契約を担当する物別官室長等に、候補者名簿及び確認の結果通知の写しを送付するものとする。

9～13 [略]

第21 経過措置

1 [略]

2 訓令附則第3項の規定に基づく継続的確認の実施に当たっては、令和10年3月31日までの間は、付紙様式第1-4の保全基準兼点検票に係る確認に関し、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設にあっては同票第7（警戒・警報装置）第1項及び第2項に示す基準を、特別防衛秘密を取り扱わない保管庫にあっては同票第7（警戒・警報装置）第6項に示す基準を適用しないことができるものとする。

3 装備保全管理課長は、第10第2項又は第3項の規定にかかわらず、訓令附則第4項に該当する防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者に対し、訓令第12条第1項に規定する契約申込書等として、付紙様式第11-1の防衛事業適合事業者契約申込書、付紙様式第1-1の保全基準兼点検票及び保全組織（外国からの影響及び支配の程度に係る部分に限る。）に係る関係書類並びに付紙様式第1-5の保全基準兼点検票及び秘密取扱情報システムの体制に係る関係書類を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。この場合において、訓令第13条第1項の規定による審査は、本項に基づき提出された契約申込書等に対して行うものとし、このうち付紙様式第1-5の保全基準兼点検票に係る審査は、秘密保全対策ガイドラインの基準に照らして行うことができるものとする。

7 [同左]

8 第4項及び第5項の手續後に当該事業者が秘密取扱原因契約を締結した場合は、当該契約を担当する物別官室長等に、候補者名簿、同意書及び確認の結果通知の写しを送付するものとする。

9～13 [同左]

第21 経過措置

1 [同左]

2 訓令附則第3項の規定に基づく継続的確認の実施に当たっては、令和9年3月31日までの間は、付紙様式第1-4の保全基準兼点検票に係る確認に関し、特定秘密を取り扱わない秘密保全施設にあっては同票第7（警戒・警報装置）第1項及び第2項に示す基準を、特別防衛秘密を取り扱わない保管庫にあっては同票第7（警戒・警報装置）第6項に示す基準を適用しないことができるものとする。

3 装備保全管理課長は、第10第2項又は第3項の規定にかかわらず、訓令附則第4項に該当する防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者に対し、訓令第12条第1項に規定する契約申込書等として、付紙様式第11-1の防衛事業適合事業者契約申込書、付紙様式第1-1の保全基準兼点検票及び保全組織（外国からの影響及び支配の程度に係る部分に限る。）に係る関係書類並びに付紙様式第1-5の保全基準兼点検票及び秘密取扱情報システムの体制に係る関係書類を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。この場合において、訓令第13条第1項の規定による審査は、本項に基づき提出された契約申込書等に対して行うものとし、このうち付紙様式第1-5の保全基準兼点検票に係る審査は、秘密保全対策ガイドラインの基準に照らして行うことができるものとする。なお、当該事業者が、第5第1項の規定に基づく関係書類の提出から3か月を経過していないときは、本項に基づく書類の

4・5 [略]

6 第19第1項及び第2項に規定する研修を行うに当たっては、当分の間、総括者には、防衛事業適合事業者契約の申込み又は認証の申請の有無にかかわらず、防衛事業適合事業者又は認証事業者の総括者となることが予定されている者（以下「総括者予定者」という。）を含めることができる。この場合において、当該研修を受けた総括者予定者についての総括者の指名に関する基準の適用に当たっては、総括者として研修を受けたものとみなす。

付紙様式第1-1

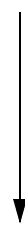


提出は、付紙様式第11-1を除き、これを省略し、提出済みの付紙様式第1-1の保全基準兼点検票、付紙様式第1-5の保全基準兼点検票及び秘密取扱情報システムの体制に係る関係書類に対して審査をすることができるものとする。

4・5 [同左]

[項を加える。]

付紙様式第1-1



項目	内容	備考	数量	単位	金額	計
1	...					
2	...					
3	...					
4	...					
5	...					
6	...					
7	...					
8	...					
9	...					
10	...					
11	...					
12	...					
13	...					
14	...					
15	...					
16	...					
17	...					
18	...					
19	...					
20	...					
21	...					
22	...					
23	...					
24	...					
25	...					
26	...					
27	...					
28	...					
29	...					
30	...					
31	...					
32	...					
33	...					
34	...					
35	...					
36	...					
37	...					
38	...					
39	...					
40	...					
41	...					
42	...					
43	...					
44	...					
45	...					
46	...					
47	...					
48	...					
49	...					
50	...					
51	...					
52	...					
53	...					
54	...					
55	...					
56	...					
57	...					
58	...					
59	...					
60	...					
61	...					
62	...					
63	...					
64	...					
65	...					
66	...					
67	...					
68	...					
69	...					
70	...					
71	...					
72	...					
73	...					
74	...					
75	...					
76	...					
77	...					
78	...					
79	...					
80	...					
81	...					
82	...					
83	...					
84	...					
85	...					
86	...					
87	...					
88	...					
89	...					
90	...					
91	...					
92	...					
93	...					
94	...					
95	...					
96	...					
97	...					
98	...					
99	...					
100	...					

付紙様式第 1 - 2

項目	内容	備考	数量	単位	金額	計
1	...					
2	...					
3	...					
4	...					
5	...					
6	...					
7	...					
8	...					
9	...					
10	...					
11	...					
12	...					
13	...					
14	...					
15	...					
16	...					
17	...					
18	...					
19	...					
20	...					
21	...					
22	...					
23	...					
24	...					
25	...					
26	...					
27	...					
28	...					
29	...					
30	...					
31	...					
32	...					
33	...					
34	...					
35	...					
36	...					
37	...					
38	...					
39	...					
40	...					
41	...					
42	...					
43	...					
44	...					
45	...					
46	...					
47	...					
48	...					
49	...					
50	...					
51	...					
52	...					
53	...					
54	...					
55	...					
56	...					
57	...					
58	...					
59	...					
60	...					
61	...					
62	...					
63	...					
64	...					
65	...					
66	...					
67	...					
68	...					
69	...					
70	...					
71	...					
72	...					
73	...					
74	...					
75	...					
76	...					
77	...					
78	...					
79	...					
80	...					
81	...					
82	...					
83	...					
84	...					
85	...					
86	...					
87	...					
88	...					
89	...					
90	...					
91	...					
92	...					
93	...					
94	...					
95	...					
96	...					
97	...					
98	...					
99	...					
100	...					

付紙様式第 1 - 2

項目	内容	備考	数量	単位	金額	計
1	...					
2	...					
3	...					
4	...					
5	...					
6	...					
7	...					
8	...					
9	...					
10	...					
11	...					
12	...					
13	...					
14	...					
15	...					
16	...					
17	...					
18	...					
19	...					
20	...					
21	...					
22	...					
23	...					
24	...					
25	...					
26	...					
27	...					
28	...					
29	...					
30	...					
31	...					
32	...					
33	...					
34	...					
35	...					
36	...					
37	...					
38	...					
39	...					
40	...					
41	...					
42	...					
43	...					
44	...					
45	...					
46	...					
47	...					
48	...					
49	...					
50	...					
51	...					
52	...					
53	...					
54	...					
55	...					
56	...					
57	...					
58	...					
59	...					
60	...					
61	...					
62	...					
63	...					
64	...					
65	...					
66	...					
67	...					
68	...					
69	...					
70	...					
71	...					
72	...					
73	...					
74	...					
75	...					
76	...					
77	...					
78	...					
79	...					
80	...					
81	...					
82	...					
83	...					
84	...					
85	...					
86	...					
87	...					
88	...					
89	...					
90	...					
91	...					
92	...					
93	...					
94	...					
95	...					
96	...					
97	...					
98	...					
99	...					
100	...					

項目	内容	備考	数量	単位	金額	計
1	...					
2	...					
3	...					
4	...					
5	...					
6	...					
7	...					
8	...					
9	...					
10	...					
11	...					
12	...					
13	...					
14	...					
15	...					
16	...					
17	...					
18	...					
19	...					
20	...					
21	...					
22	...</					

№	№	№	№	№	№	№	№	№	№
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									

№	№	№	№	№	№	№	№	№	№
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									

№	№	№	№	№	№	№	№	№	№
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51				</					

行番	品名	数量	単位	金額	備考	仕入先	納入日	納入月	納入年
1	...								
2	...								
3	...								
4	...								
5	...								
6	...								
7	...								
8	...								
9	...								
10	...								
11	...								
12	...								
13	...								
14	...								
15	...								
16	...								
17	...								
18	...								
19	...								
20	...								
21	...								
22	...								
23	...								
24	...								
25	...								
26	...								
27	...								
28	...								
29	...								
30	...								
31	...								
32	...								
33	...								
34	...								
35	...								
36	...								
37	...								
38	...								
39	...								
40	...								
41	...								
42	...								
43	...								
44	...								
45	...								
46	...								
47	...								
48	...								
49	...								
50	...								
51	...								
52	...								
53	...								
54	...								
55	...								
56	...								
57	...								
58	...								
59	...								
60	...								
61	...								
62	...								
63	...								
64	...								
65	...								
66	...								
67	...								
68	...								
69	...								
70	...								
71	...								
72	...								
73	...								
74	...								
75	...								
76	...								
77	...								
78	...								
79	...								
80	...								
81	...								
82	...								
83	...								
84	...								
85	...								
86	...								
87	...								
88	...								
89	...								
90	...								
91	...								
92	...								
93	...								
94	...								
95	...								
96	...								
97	...								
98	...								
99	...								
100	...								

行番	品名	数量	単位	金額	備考	仕入先	納入日	納入月	納入年
1	...								
2	...								
3	...								
4	...								
5	...								
6	...								
7	...								
8	...								
9	...								
10	...								
11	...								
12	...								
13	...								
14	...								
15	...								
16	...								
17	...								
18	...								
19	...								
20	...								
21	...								
22	...								
23	...								
24	...								
25	...								
26	...								
27	...								
28	...								
29	...								
30	...								
31	...								
32	...								
33	...								
34	...								
35	...								
36	...								
37	...								
38	...								
39	...								
40	...								
41	...								
42	...								
43	...								
44	...								
45	...								
46	...								
47	...								
48	...								
49	...								
50	...								
51	...								
52	...								
53	...								
54	...								
55	...								
56	...								
57	...								
58	...								
59	...								
60	...								
61	...								
62	...								
63	...								
64	...								
65	...								
66	...								
67	...								
68	...								
69	...								
70	...								
71	...								
72	...								
73	...								
74	...								
75	...								
76	...								
77	...								
78	...								
79	...								
80	...								
81	...								
82	...								
83	...								
84	...								
85	...								
86	...								
87	...								
88	...								
89	...								
90	...								
91	...								
92	...								
93	...								
94	...								
95	...								
96	...								
97	...								
98	...								
99	...								
100	...								

行番	品名	数量	単位	金額	備考	仕入先	納入日	納入月	納入年
1	...								
2	...								
3	...								
4	...								
5	...								
6	...								
7	...								
8	...								
9	...								
10	...								
11	...								
12	...								
13	...								
14	...								
15	...								
16	...								
17	...								
18	...								
19	...								
20	...								
21	...								
22	...								
23	...								
24	...								
25	...								
26	...								
27	...								
28	...								
29	...								
30	...								
31	...								
32	...								
33	...								
34	...								
35	...								
36	...								
37	...								
38	...								
39	...								
40	...								
41	...								
42	...								
43	...								
44	...								
45	...								

구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분	구분
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							

区分	品名	数量	単位	標準価格	金額	消費税	合計
1	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
2	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
3	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
4	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
5	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
6	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
7	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
8	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
9	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
10	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
11	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
12	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
13	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
14	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
15	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
16	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
17	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
18	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
19	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
20	...						
	...						
	...						
	...						
	...						

区分	品名	数量	単位	標準価格	金額	消費税	合計
1	...						
2	...						
3	...						
4	...						
5	...						
6	...						
7	...						
8	...						
9	...						
10	...						
11	...						
12	...						
13	...						
14	...						
15	...						
16	...						
17	...						
18	...						
19	...						
20	...						

※標準価格に消費税を算入した価格を記載しております。

付紙様式第 1 - 3

区分	品名	数量	単位	標準価格	金額	消費税	合計
1	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
2	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
3	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
4	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
5	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
6	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
7	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
8	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
9	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
10	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
11	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
12	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
13	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
14	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
15	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
16	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
17	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
18	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
19	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
20	...						
	...						
	...						
	...						
	...						

区分	品名	数量	単位	標準価格	金額	消費税	合計
1	...						
2	...						
3	...						
4	...						
5	...						
6	...						
7	...						
8	...						
9	...						
10	...						
11	...						
12	...						
13	...						
14	...						
15	...						
16	...						
17	...						
18	...						
19	...						
20	...						

※標準価格に消費税を算入した価格を記載しております。

付紙様式第 1 - 3

区分	品名	数量	単位	標準価格	金額	消費税	合計
1	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
2	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
3	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
4	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
5	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
6	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
7	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
8	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
9	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
10	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
11	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
12	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
13	...						
	...						
	...						
	...						
	...						
14	...						
	...				</		

への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の耐火の取扱いに関する措置についての防衛設備等の研修を修了すること。

第3 基準3

- 1 締結者は、認証事業者の知的代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工務長その他の認証事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、認証事業者及びその下請負事業者に対し、耐火の保全についての権限を行使できること。
- 2 第2の2目を満たすことができない場合には、以下の措置を講ずること。
 - (1) 締結者は、認証の日から6か月を経過する日までに、リスク評価、従業員への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の耐火の取扱いに関する措置についての防衛設備等の研修を修了すること。
 - (2) 保全責任者その他耐火保全組織を管理する者は、認証の日から6か月を経過する日までに1回及びその後は3か月ごとに1回の頻度により合計4回、リスク評価、従業員への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次的な耐火の取扱いに関する保全措置についての防衛設備等の研修を修了すること。

付紙様式第4

宛 先 番 号
宛 年 月 日

(事 業 者) 宛

防衛設備等協議会理事長
〇 〇 〇 〇

認 証 通 知 書

標記について、年 月 日付で申請のあった貴社の耐火保全体制について、下記のとおり防衛設備等の耐火保全基準を満たしていることを認証します。

記

- 1 認証番号：
- 2 認証を受けた事業所名及び所在地
事業所名：
所在地：
- 3 耐火保全施設の敷地及び内訳：
- 4 認証の有効期間：年 月 日から年 月 日
- 5 取り扱うことのできる耐火情報の種類：
- 6 その他事項
認証事業者であることは公開可能ですが、既に耐火を取り扱っていることが推測できる内容の公表は控えてください。

写送付先：地方防衛局調達部長等、契約担当官等



従業員への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の耐火の取扱いに関する措置についての防衛設備等の研修を修了すること。

第2 基準2

- 1 締結者は、認証事業者の知的代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工務長その他の認証事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、認証事業者及びその下請負事業者に対し、耐火の保全についての権限を行使できること。
- 2 第2の2目を満たすことができない場合には、以下の措置を講ずること。
 - (1) 締結者は、認証の日から事業所として耐火を取り扱う日までに、リスク評価、従業員への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の耐火の取扱いに関する措置についての防衛設備等の研修を修了すること。
 - (2) 保全責任者その他耐火保全組織を管理する者は、認証の日から事業者として耐火を取り扱う日までに1回及びその後は3か月ごとに1回の頻度により合計4回、リスク評価、従業員への教育、耐火保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次的な耐火の取扱いに関する保全措置についての防衛設備等の研修を修了すること。

付紙様式第4

宛 先 番 号
宛 年 月 日

(事 業 者) 宛

防衛設備等協議会理事長
〇 〇 〇 〇

認 証 通 知 書

標記について、年 月 日付で申請のあった貴社の耐火保全体制について、下記のとおり防衛設備等の耐火保全基準を満たしていることを認証します。

記

- 1 認証番号：
- 2 認証を受けた事業所名、所在地、保全施設等：
- 3 保全施設等の内訳：
(管理番号等)
- 4 認証の有効期間：年 月 日から年 月 日
- 5 取り扱うことのできる耐火情報の種類及び区分：
- 6 その他事項
※ 認証事業者であることは公開可能ですが、既に耐火を取り扱っていることが推測できる内容の公表は控えてください。

写送付先：地方防衛局調達部長等、契約担当官等



付紙様式第11-1 属紙

総括者の職名に関する詳細審査基準

防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者は、総括者を指名するに当たっては、以下の第1から第3までの基準のいずれかを満たすことができる者とする。

第1 基準1

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 総括者は、過去10年の間、2年以上継続して、過半数以上におたり防衛産業において該当する雇区分を含む防衛者の雇取を行った実務経験があること。
- 3 総括者は、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の雇取の取扱いに関する取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。

第2 基準2

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 第1の2及び3を満たすことができない場合には、以下の権限を講ずること。
 - (1) 保全責任者その他の雇保全組織を管理する者であって、総括者を支える者として過去10年の間に過半数以上におたり防衛産業において該当する雇区分を含む防衛者の雇取を行った実務経験があり、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の雇取の取扱いに関する取扱いについて熟知している者を配属すること。

(2) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の雇取の取扱いに関する権限についての防衛装備庁の研修を修了すること。

第3 基準3

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 第2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の権限を講ずること。
 - (1) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の雇取の取扱いに関する権限についての防衛装備庁の研修を修了すること。
 - (2) 保全責任者、雇取取替システム管理者、雇取取替システム担当者、アカウント管理者その他の雇保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに1回及びその後は3か月以内の頻度により合計4回、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係並びに事故対応を含め、日常的な雇取の取扱いに関する健全雇取についての防衛装備庁の研修を修了すること。



付紙様式第11-1 属紙

総括者の職名に関する詳細審査基準

防衛事業適合事業者契約の申込みをする事業者は、総括者を指名するに当たっては、以下の第1から第3までの基準のいずれかを満たすことができる者とする。

第1 基準1

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 総括者は、過去10年の間、2年以上継続して、過半数以上におたり防衛産業において該当する雇区分を含む防衛者の雇取を行った実務経験があること。
- 3 総括者は、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、防衛事業適合事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の雇取の取扱いに関する権限について熟知しており、日常的な雇取の取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。

第2 基準2

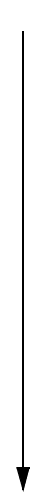
- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 第1の2及び3を満たすことができない場合には、以下の権限を講ずること。
 - (1) 保全責任者その他の雇保全組織を管理する者であって、総括者を支える者として過去10年の間に過半数以上におたり防衛産業において該当する雇区分を含む防衛者の雇取を行った実務経験があり、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、防衛事業適合事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者にお

ける年次及び月次の雇取の取扱いに関する取扱いについて熟知している者を配属すること。

(2) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の雇取の取扱いに関する権限についての防衛装備庁の研修を修了すること。

第3 基準3

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、雇用の保全についての権限を行使できること。
- 2 第2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の権限を講ずること。
 - (1) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の雇取の取扱いに関する権限についての防衛装備庁の研修を修了すること。
 - (2) 保全責任者、雇取取替システム管理者、雇取取替システム担当者、アカウント管理者その他の雇保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として雇取を取り扱うまでに1回及びその後は3か月以内の頻度により合計4回、リスク評価、従業員への教育、雇保全施設等の管理、定期的な点検、雇取取替システム、下請負事業者との関係並びに事故対応を含め、防衛事業適合事業者における日常的な雇取の取扱いに関する健全雇取についての防衛装備庁の研修を修了すること。



付紙様式第 1 6

宛 先 番 号
発 行 年 月 日

(事 業 者) 宛

兵庫県衛生保健政策部保健安全管理課長
〇 〇 〇 〇

事業者に対する研修の実施について（通知）

様記について、兵庫県衛生保健政策部において以下のとおり研修を実施しますので、御参加ください。

記

- 1 日 時：
- 2 場 所：
- 3 備 考：



付紙様式第 1 6

宛 先 番 号
発 行 年 月 日

(事 業 者) 宛

兵庫県衛生保健政策部
〇 〇 〇 〇

事業者に対する研修の実施について（通知）

様記について、以下のとおり研修を実施しますので、御参加ください。

記

- 1 日 時：
- 2 場 所：
- 3 対 象 者：
- 4 備 考：



防衛事業適合事業者契約条項

第1章 総則

(適用範囲)

第6条 [略]

2 前項の規定を実施するため、甲及び乙は、この契約の適用を受ける秘密取扱原因契約を網羅したリストを作成し、装備政策部長が別に定めるところにより、定期的に更新するものとする。

3・4 [略]

(取り扱う秘密の区分)

第7条 [略]

2 乙が特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密のいずれかを取り扱わない場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる取り扱わない秘密の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

取扱わない秘密の区分	適用されない条項
特別防衛秘密	第18条第2項、第26条第2項、第46条及び第52条第5項
特定秘密	第18条第3項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項
装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条

第2章 秘密保全体制

第1節 秘密保全体制の整備・維持

(秘密保全体制の整備・維持)

第8条

1・2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、自己の秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを整備せずに防衛事業適合事業者となることを希望するときは、秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となること

防衛事業適合事業者契約条項

第1章 総則

(適用範囲)

第6条 [同左]

2 前項の規定を実施するため、甲及び乙は、この契約の適用を受ける秘密取扱原因契約を網羅したリストを作成し、その内容を常に最新のものに維持するものとする。

3・4 [同左]

(取り扱う秘密の区分)

第7条 [同左]

2 乙が特別防衛秘密、特定秘密又は装備品等秘密のいずれかを取り扱わない場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる取り扱わない秘密の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

取扱わない秘密の区分	適用されない条項
特別防衛秘密	第26条第2項、第46条及び第52条第5項
特定秘密	第18条第2項、第26条第3項、第44条、第47条から第50条まで、第52条第5項、第54条、第56条及び第60条第2項
装備品等秘密	第26条第4項、第27条第3項及び第51条

第2章 秘密保全体制

第1節 秘密保全体制の整備・維持

(秘密保全体制の整備・維持)

第8条

1・2 [同左]

3 前2項の規定にかかわらず、乙は、自己の秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを整備せずに防衛事業適合事業者となることを希望するときは、秘密保全施設又は秘密取扱情報システムを備えない限定的な防衛事業適合事業者となること

ができる。この場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる整備しない特定資料等を保全する体制の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

整備しない特定資料等を保全する体制の区分	適用されない条項
秘密保全施設	第12条第4号（乙の秘密保全施設等に係る部分に限る。）、第20条第4項、第21条第1項（乙の保全施設等に立ち入る者に対する教育に限る。）、第22条第6項、第25条、第4章第1節、第43条第1項（下請負事業者関係社員に関するものに限る。）、第57条第3項、第60条、第66条第2項第1号及び第69条
秘密取扱情報システム	第59条

4～8 [略]

第3節 関係社員

（人的クリアランスの事務）

第18条 乙は、この契約に基づいて甲が乙の従業者に対して行う人的クリアランスの確認に関する事務に協力するものとする。

2 乙は、特定特別防衛秘密（防衛大臣又は防衛装備庁長官が特別の保護を要するものとして指定した特別防衛秘密をいう。）を取り扱う従業者の人的クリアランスの確認に関し、甲又は秘密の管理職員の指示するところにより事務を行うものとする。

3 乙は、特定秘密を取り扱う従業者について、防衛装備庁長官が行う適性評価に関し、付紙第3に規定する事務を行うものとする。

第5章 緊急事態及び事故

（事故等の発生時等の措置）

第63条 乙は、特定資料等の漏えい、紛

ができる。この場合におけるこの契約の適用に当たっては、下表の左欄に掲げる整備しない特定資料等を保全する体制の区分に応じ同表の右欄に掲げる適用されない条項を適用しない。

整備しない特定資料等を保全する体制の区分	適用されない条項
秘密保全施設	第12条第4号（乙の秘密保全施設等に係る部分に限る。）、第19条第4項、第21条第1項（乙の保全施設等に立ち入る者に対する教育に限る。）、第22条第6項、第25条、第4章第1節、第43条第1項（下請負事業者関係社員に関するものに限る。）、第57条第3項、第60条、第66条第2項第1号及び第69条
秘密取扱情報システム	第59条

4～8 [同左]

第3節 関係社員

（人的クリアランスの事務）

第18条 乙は、この契約に基づいて甲が乙の従業者に対して行う人的クリアランスの確認に関する事務に協力するものとする。

[項を加える。]

2 乙は、その従業者について、防衛装備庁長官が行う適性評価に関し、付紙第3に規定する事務を行うものとする。

第5章 緊急事態及び事故

（事故等の発生時等の措置）

第63条 乙は、特定資料等の漏えい、紛

失、破壊等の事故が発生したとき又はこの契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに、発生した事故又は事態（以下この条及び次条において「事故等」という。）の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、装備政策部長が別に定める要領に基づき、秘密の管理職員及び装備保全管理長にその時点で把握できた事故等に関する情報を報告しなければならない。

第6章 検証・検査・点検

（甲による実地検査・調査）

第67条 乙は、前条各項の規定による点検の結果の報告に基づいて、甲又はその指定した者が行う実地の検査を受けなければならない。

2～4 [略]

第7章 下請負

（下請負の禁止）

第68条

1・2 [略]

3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設等又は防衛省の施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

失、破壊等の事故が発生したとき又はこの契約に定める特定資料等の保護措置に抵触するような事態が発生したときは、直ちに、発生した事故又は事態（以下この条及び次条において「事故等」という。）の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、秘密の管理職員にその時点で把握できた事故等に関する情報を報告しなければならない。

第6章 検証・検査・点検

（甲による実地検査・調査）

第67条 乙は、装備政策部長が別に定めるところにより、前条各項の規定による点検の結果の報告に基づいて、甲又はその指定した者が行う実地の検査を受けなければならない。

2～4 [同左]

第7章 下請負

（下請負の禁止）

第68条

1・2 [同左]

3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

項目	詳細
秘密保全施設	<乙の全ての秘密保全施設を記載する。>
	〃 〃 〃 〃
	他当事業者の秘密保全施設等の利用の有無 有・無 乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等 <下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>
秘密取扱情報システム	<乙の全ての秘密取扱情報システムを記載する。>
	〃 〃 〃 〃 他当事業者の秘密取扱情報システムの利用の有無 有・無

付紙第 3

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出等)

第 1 条

1・2 [略]

3 乙は、適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、特定秘密を取り扱わせる場合は、関係社員名簿に掲載し、これを特定秘密管理者及び甲に提出しなければならない。

付紙第 4

秘密取扱情報システムに関する特約条項

(組織のセキュリティ)

第 3 条

1～3 [略]

4 乙は、その秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員に対し、秘密取扱情報システムの利用を認めることができる。この場合においては、主たる契約条項の定めに従って行う下請負事業者との間の協議に下請負事業者関係社員による秘密取扱情報システムの利用に関することを含めなければならない。

項目	詳細
秘密保全施設	<乙の全ての秘密保全施設を記載する。>
	〃 〃 〃 〃
	他当事業者の秘密保全施設等の利用の有無 有・無 乙の秘密保全施設がない場合の下請負事業者の秘密保全施設等 <下請負事業者の該当する秘密保全施設を記載する。>
秘密取扱情報システム	<乙の全ての秘密取扱情報システムを記載する。>
	〃 〃 〃 〃 他当事業者の秘密取扱情報システムの利用の有無 有・無

付紙第 3

適性評価に関する特約条項

(候補者名簿の提出)

第 1 条

1・2 [同左]

[項を加える。]

付紙第 4

秘密取扱情報システムに関する特約条項

(組織のセキュリティ)

第 3 条

1～3 [同左]

4 乙は、その秘密保全施設等において関係社員と協力して乙のために特定資料等の取扱いの業務を行う下請負事業者関係社員に対し、秘密情報取扱システムの利用を認めることができる。この場合においては、主たる契約条項の定めに従って行う下請負事業者との間の協議に下請負事業者関係社員による秘密取扱情報システムの利用に関することを含めなければならない。

5 [略]

(システムログの取得・分析、バックアップ)

第18条 乙は、不正な操作又は通信を探知するため、秘密取扱情報システムについて、秘密のデータの取扱いに関する記録、秘密取扱情報システム利用者ごとの操作の記録その他秘密取扱情報システムの操作、入出力、通信等の記録を自動的に取得しなければならない。

2～4 [略]

別紙第3

防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づき乙が取り扱う秘密(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。)の保護に関し、この特約条項及び防衛事業適合事業者契約(防衛事業適合事業者制度等に関する訓令(令和7年防衛装備庁訓令第19号)第13条第3項に定める契約をいう。以下同じ。)に定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その従業者、下請負を行う場合においては下請負事業者の従業者又は乙が防衛事業適合事業者契約に規定する秘密保全施設等への立入りを認めた者(防衛省の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。)の故意又は過失によりこの契約の履行のために取り扱う秘密が漏えいしたときであっても、その責任

5 [同左]

(システムログの取得・分析、バックアップ)

第18条 乙は、不正な操作又は通信を探知するため、秘密取扱情報システムについて、秘密のデータの取扱いに関する記録、秘密取扱情報システム利用者ごとの操作の記録その他秘密情報システムの操作、入出力、通信等の記録を自動的に取得しなければならない。

2～4 [同左]

別紙第3

防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく秘密(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。)の保護に関し、この特約条項及び防衛事業適合事業者契約(防衛事業適合事業者制度等に関する訓令(令和7年防衛装備庁訓令第19号)第13条第3項に定める契約をいう。以下同じ。)に定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その従業者、下請負を行う場合においては下請負事業者の従業者又は乙が防衛事業適合事業者契約に規定する秘密取扱施設等への立入りを認めた者(甲の職員又は乙若しくは下請負事業者の従業者を除く。)の故意又は過失によりこの契約の履行のために取り扱う秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

を免れることはできない。

(違約金の請求)

第3条 甲(秘密の管理職員)は、付紙「秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の規定に基づき違約金を請求することができる。

(下請負の禁止)

第4条 乙は、秘密の取扱いに係る業務(物件の輸送、施設の警備その他役務であって、秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。)を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる秘密を特定する事項、特定資料等(秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件をいう。以下同じ。)の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負事業者は、防衛事業適合事業者契約又は保全契約(装備品等秘密の保全に関する特約条項(装備品等秘密の指定等に関する訓令(令和6年防衛省訓令第10号)別記第2号様式の特約条項をいう。)、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について(装装制第54号。27.10.1)別紙の付紙第2の特約条項をいう。)又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号)別記第6号様式の特約条項をいう。)をいう。以下同じ。)を締結した者であって

(違約金の請求)

第3条 甲は、付紙「秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項」の規定に基づき違約金を請求することができる。

(下請負の禁止)

第4条 乙は、秘密の取扱いに係る業務(物件の輸送、施設の警備その他役務であって、秘密の内容を知り得ないと認められるものを除く。)を第三者に下請負してはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる秘密を特定する事項、特定資料等(秘密を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件(第4項において「特定資料」という。))又は秘密を化体する物件及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される物件をいう。以下同じ。)の保護の手段等を記した書面又は電磁的記録を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負事業者は、防衛事業適合事業者又は秘密の保護に関する規定を含む契約(装備品等秘密の保全に関する特約条項(装備品等秘密の指定等に関する訓令(令和6年防衛省訓令第10号)別記第2号様式の特約条項をいう)、防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について(装装制第54号。27.10.1)別紙の付紙第2の特約条項をいう。)又は防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項(防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令(平成27年防衛装備庁訓令第25号)別記第6号様式の特約条項をいう。)をいう。以下「保全契約

、当該防衛事業適合事業者契約又は保全契約に基づき、特定資料等を保有することができ、又は交付を受けることができるもの（以下「秘密取扱事業者」という。）でなければならない。

3 [略]

[項を削る。]

4 乙は、下請負事業者と下請負の契約を締結し、又は締結した下請負の契約の内容を変更した場合には、当該下請負事業者に対し、当該下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りでない。

付紙

秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、秘密（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。以下同じ。）であって、防衛事業適合事業者の秘密の保護に関する特約条項（防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「防衛事業適合事業者訓令」という。）第13条第4項に規定する契約条項をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各

）という。）を締結した者であって、当該防衛事業適合事業者契約又は保全契約に基づき当該特定秘密を保有することができ、又は交付を受けることができる者（以下「秘密取扱事業者」という。）でなければならない。

3 [同左]

4 前3項の規定は、乙が部外の機関に特定資料の閲覧が必要な品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、下請負事業者と下請負の契約を締結し、又は締結した契約の内容を変更した場合には、当該下請負事業者に対し下請負の契約書の写しを甲に提出するよう指導しなければならない。ただし、乙が当該下請負の契約書の写しを甲に提出した場合はこの限りでない。

付紙

秘密の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する「装備品等秘密」、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密」という。）であって、装備品等秘密の保全に関する特約条項（装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛装備庁訓令第10号）第8条1項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定をいう。）、特定秘密の保護に関する特約条項（特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第37条第1項に規定する特約条項をいう。）若しくは防衛装備庁における特定秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特定秘密

号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

第3条 乙が本違約金条項が付されている契約の履行のために下請負事業者の下請負を行った場合の違約金の請求要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該下請負事業者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときは、甲は、乙と当該下請負事業者の間で締結された下請負契約の額を基礎として、前2条の規定に準じて算定した額の違約金を乙に請求することができる。
- (2) 前号の場合において、乙は、本違約金条項が付されている契約の当事者として、甲に対する違約金の支払義務を負う。
- (3) 前号の規定は、乙が同号の規定に従って甲に対する違約金を支払った場合において、乙が当該違約金相当額の全

の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第37条第1項に規定する特約条項をいう。）又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第27条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）若しくは防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する特約条項（防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第26条第1項に規定する秘密保持に関する規定をいう。）に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

(1)～(5) [同左]

2～4 [同左]

[条を加える。]

部又は一部を当該下請負事業者に求償することを妨げるものではない。

- (4) 乙が前号の規定により当該下請負事業者に対して求償する場合には、乙が当該下請負事業者を選定し、監督する立場にあることを踏まえ、乙と当該下請負事業者間において、漏えいの態様、過失の程度、経営への影響等を総合的に勘案し、合理的な範囲内の負担割合について、双方誠実に協議して定めるものとする。この場合において、乙は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等の関係法規を遵守し、不当に当該下請負事業者の利益を害してはならない。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、甲、乙及び当該下請負事業者の間で締結された既存の特約条項に基づく三者間契約による違約金条項が適用される場合は、当該三者間契約による要領を優先するものとする。

第4条 [略]

別紙第6
防衛事業適合事業者契約の契約条項に係る細部事項

第1 秘密取扱原因契約のリスト（第6条関係）

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第14846号。令和7年7月31日。以下「実施要領」という。）別紙第2防衛事業適合事業者契約条項（以下「契約条項」という。）第6条第2項に規定する秘密取扱原因契約を網羅したリストの更新は、毎年6月末及び12月末時点を基準として行うものとする。

第2 秘密保全体制の整備・維持（第8条関係）

- 1 契約条項第8条第1項に規定する装備

第3条 [同左]

別紙第6
防衛事業適合事業者契約の契約条項に係る細部事項

[第1を加える。]

第1 秘密保全体制の整備・維持（第8条関係）

- 1 防衛事業適合事業者制度等に関する訓

政策部長が別に定める要件は、実施要領別紙第1付紙様式第1-1から付紙様式第1-5までの各情報保全体制に係る保全基準兼点検票の項目の欄に掲げる項目とする。

2 [略]
[項を削る。]

第3 新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの構築（第9条関係）

契約条項第9条第1項の規定による手続において、乙は、実施要領別紙第1第14第1項から第3項までの規定に基づき、新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの内容が保全基準を満たしていることを甲から承認されなければならない。

第4～第6 [略]

第7 外国からの影響及び支配（第19条関係）

契約条項第19条に規定する外国からの影響及び支配の程度に関し、乙は、実施要領別紙第1付紙様式第1-1の保全基準兼点検票に掲げる事項に照らし、外国からの影響及び支配の有無について自己点検を行い、甲の確認を受けるものとする。

第8 交付・保有（第26条関係）

令の実施要領について（装装保第14846号。令和7年7月31日。以下「実施要領」という。）別紙第2防衛事業適合事業者契約条項（以下「契約条項」という。）第8条第1項に規定する装備政策部長が別に定める要件は、実施要領別紙第1付紙様式第1-1から付紙様式第1-5までの各情報保全体制に係る保全基準兼点検票の左欄に掲げる項目とする。

2 [同左]

3 契約条項第8条第1項に規定する関係社員に対する教育の体制を整えるに当たり、乙は、乙の保全教育の実施者に対して、年1回以上、甲による保全教育を受けさせるものとする。なお、乙は、甲による保全教育を受けるに当たっては、防衛装備庁ホームページから申し込むものとする。

第2 新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの構築（第9条関係）

契約条項第9条第1項の規定による手続において、乙は、実施要領別紙第1第14第1項から第3項までの規定に基づき、新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの内容が保全基準を満たしていることを甲から承認されなければならない。

第3～第5 [同左]

第6 外国からの影響及び支配（第20条関係）

契約条項第20条に規定する外国からの影響及び支配の程度に関し、乙は、実施要領別紙第1第12第1項第1号ウの規定に基づき、付紙様式第1-1の保全基準兼点検票に掲げる事項に照らし、外国からの影響及び支配の有無について自己点検を行い、甲の確認を受けるものとする。

第7 交付・保有（第26条関係）

1 契約条項第26条第5項に規定する装備政策部長が別に定める表示は、次の各号に掲げる表示等とする。

(1) 特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、当該各号に定める表示。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

ア～シ [略]

ス 宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府と政府との間の協定第1条 a に規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したもの）

(2) [略]

2 [略]

第9 閉鎖区域の構築・設定（第30条・第31条関係）

1 契約条項第30条第1項の規定により閉鎖区域を構築するに当たっては、乙は、付紙様式第5により甲に申請するものとする。

2 前項の規定により構築した閉鎖区域を変更しようとする場合は、乙は、同項の規定に準じて甲に申請するものとする。

3 契約条項第31条第1項の規定により閉鎖区域において特定資料等を取り扱う場合は、あらかじめ、乙は、当該閉鎖区域の名称、確認番号及び当該閉鎖区域を使用する秘密取扱原因契約並びに設定期間（始期年月日及び終期年月日）を、付紙様式第6により甲に届け出るものとする。

4 前項の規定により届け出た内容を変更しようとする場合は、乙は、同項の規定に準じて甲に届け出るものとする。

5 契約条項第31条第3項の規定により閉鎖区域の設定を解除した場合は、乙は

1 契約条項第26条第5項に規定する装備政策部長が別に定める表示は、次の各号に掲げる表示等とする。

(1) 特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、当該各号に定める表示。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

ア～シ [同左]

ス 秘密情報（情報の保護に関する日本国政府と政府との間の協定第1条 a に規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したもの）

(2) [同左]

2 [同左]

第8 閉鎖区域の設定（第31条関係）

[項を加える。]

[項を加える。]

1 契約条項第31条第1項の規定により閉鎖区域において特定資料等を取り扱う場合は、あらかじめ、乙は、閉鎖区域を使用する目的、設定期間（始期年月日及び終期年月日）、当該閉鎖区域の名称（棟名、階数等を含む。）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、当該閉鎖区域の図面等を添えて甲に届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た内容を変更しようとする場合は、乙は、前項の規定に準じて甲に届け出るものとする。

3 契約条項第31条第3項の規定により閉鎖区域の設定を解除した場合は、乙は

、当該閉鎖区域の実施期間（始期年月日及び終期年月日）、保護措置の実施状況、異常の有無等を甲に届け出るものとする。

第10 携帯型情報通信・記録機器の持込制限（第36条関係）

1 契約条項第36条第2項に規定する装備政策部長が別に定める措置は、次の各号に掲げる措置を基準とする。

(1)～(7) [略]
[号を削る。]

2 乙は、携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この際、乙は、一の秘密取扱原因契約に基づき携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶ場合は、包括的に申請することができる。

第11 情報システムの持込み・設置制限（第37条関係）

1 [略]

2 乙は、情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。

、当該閉鎖区域の実施期間（始期年月日及び終期年月日）、保護措置の実施状況、異常の有無等を甲に届け出るものとする。

第9 携帯型情報通信・記録機器の持込制限（第36条関係）

1 契約条項第36条第2項に規定する装備政策部長が別に定める措置は、次の各号に掲げる措置を基準とする。

(1)～(7) [同左]

(8) 携帯型情報通信・記録機器が起動している場合は、外形的に明らかな表示を行うこと。

2 乙は、携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この際、乙は、一の秘密取扱原因契約に基づき携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶ場合は、持込み期間が3か月を超えない範囲において、包括的に申請することができる。

第10 情報システムの持込み・設置制限（第37条関係）

1 [同左]

2 乙は、情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。

この場合において、乙は、秘密取扱原因契約に基づき情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶときは、包括的に申請することができる。

第12 秘密保全施設等の運用管理（第38条関係）

1 契約条項第38条第1項の規定に基づき、秘密保全施設等への立入りの状況を記録するため、乙は、立入者の所属、氏名、立入目的、その他の所要の事項について、付紙様式第7による立入記録簿に記載するものとする。

2 [略]

第13 登録及び管理（第42条関係）

1 契約条項第42条第1項の規定に基づき、特定資料等の管理の現況を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として、特定資料等を登録及び管理するものとする。

(1) 秘密文書等保管簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第8-1

(2) 秘密文書等保管簿（特定秘密） 付紙様式第8-2

(3) 秘密文書等複製等実施記録簿 付紙様式第9

(4) 指定・解除簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第10-1

(5) 指定・解除簿（特定秘密） 付紙様式第10-2

(6) 反故紙破棄／廃棄簿 付紙様式第11

(7) 関係簿冊廃棄記録簿 付紙様式第12

2 契約条項第42条第3項に規定する装備政策部長が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、秘密取扱原因契約の終了した日の翌年度から起算して5年間を基本とする。

第14 取扱いの記録（第43条関係）

第11 秘密保全施設等の運用管理（第38条関係）

1 契約条項第38条第1項の規定に基づき、秘密保全施設等への立入りの状況を記録するため、乙は、立入者の所属、氏名、立入目的、その他の所要の事項について、付紙様式第5による立入記録簿に記載するものとする。

2 [同左]

第12 登録及び管理（第42条関係）

1 契約条項第42条第1項の規定に基づき、特定資料等の管理の現況を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として、特定資料等を登録及び管理するものとする。

(1) 秘密文書等保管簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第6-1

(2) 秘密文書等保管簿（特定秘密） 付紙様式第6-2

(3) 秘密文書等複製等実施記録簿 付紙様式第7

(4) 指定・解除簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第8-1

(5) 指定・解除簿（特定秘密） 付紙様式第8-2

(6) 反故紙破棄／廃棄簿 付紙様式第9

(7) 関係簿冊廃棄記録簿 付紙様式第10

2 契約条項第42条第3項に規定する装備政策部長が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、当該記録を作成した日の翌年度から起算して5年間を基本とする。

第13 取扱いの記録（第43条関係）

1 契約条項第43条第1項の規定に基づき、特定資料等の閲覧その他関係社員及び下請負事業者関係社員による特定資料等の取扱いの経過を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として必要な事項を記録し、これを管理するものとする。

- (1) 秘密文書等閲覧簿 付紙様式第13
- (2) 秘密文書等貸出簿 付紙様式第14
- (3) 文字盤鍵組合せ番号変更記録簿 付紙様式第15
- (4) 適格証明書管理簿 付紙様式第16
- (5) 引継確認簿 付紙様式第17

2 [略]

第15～第16 [略]

第17 防衛事業適合事業者による点検（第66条関係）

1 契約条項第66条各項の規定に基づき、乙は、次の各号に掲げる書類について、当該各号に定める期間に応じ、甲に提出するものとする。

- (1) 実施要領別紙第1付紙様式第7の自己点検申告書及び同付紙様式第13の自己点検票（月次） 次項の表の起算月から毎月
- (2) 実施要領別紙第1付紙様式第7の自己点検申告書及び同付紙様式第1-1から同付紙様式第1-5までの保全基準兼点検票並びにリスク査定関係書類 次項の表の起算月から1年ごと

2 前項各号の関係書類の提出期間の起算は、次の表の防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間に対応した月から起算するものとする。

1 契約条項第43条第1項の規定に基づき、特定資料等の閲覧その他関係社員及び下請負事業者関係社員による特定資料等の取扱いの経過を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として必要な事項を記録し、これを管理するものとする。

- (1) 秘密文書等閲覧簿 付紙様式第11
- (2) 秘密文書等貸出簿 付紙様式第12
- (3) 文字盤鍵組合せ番号変更記録簿 付紙様式第13
- (4) 適格証明書管理簿 付紙様式第14
- (5) 引継確認簿 付紙様式第15

2 [同左]

第14～第15 [同左]

第16 防衛事業適合事業者による点検（第66条関係）

1 契約条項第66条第1項の規定に基づき、乙は、契約の日の属する月の翌月から毎月、実施要領別紙第1付紙様式第7の自己点検申告書及び付紙様式第13の自己点検票（月次）を管轄防衛局等に提出するものとする。

[号を加える。]

[号を加える。]

2 契約条項第66条第2項の規定に基づき、乙は、次の各号に定める期間ごとに、当該各号に定める書類を管轄防衛局等に提出するものとする。

防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間	関係書類の提出期間の起算月*
4月1日～6月30日	7月
7月1日～9月30日	10月
10月1日～12月31日	1月
1月1日～3月31日	4月

[号を削る。]

[号を削る。]

第18 秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者に係る下請負の禁止の例外（第68条関係）

契約条項第68条第3項に規定する装備政策部長が別に定める場合は、乙が秘密保全施設を備えずに下請負事業者の秘密保全施設又は防衛省の施設において当該下請負事業者に特定資料等を取り扱わせる必要性及び合理性が存在することが認められた場合であって、次の各号に掲げる要件を全て満たしたときとする。

- (1) 契約条項第69条第1項の規定により、同項の秘密の管理職員の許可を得ていること。
- (2) 乙の秘密保全規則に当該下請負事業者による特定資料等の取扱いの管理について規定されており、乙にこれを実施する態勢が整っていること。
- (3) 乙が、当該下請負事業者による特定資料等の取扱いに関し、当該下請負事業者との契約に従い、当該下請負事業者と同等の注意義務を負うこと。
- (4) 乙による特定資料等の取扱いは、秘密の管理職員が承認した範囲であること。

第19 [略]

[表を加える。]

- (1) 契約の日の属する月から3か月ごと実施要領別紙第1付紙様式第7の自己点検申告書及び第1-5の保全基準兼点検票
- (2) 契約の日の属する月から1年ごと実施要領別紙第1付紙様式第7の自己点検申告書及び付紙様式第1-1から付紙様式第1-4の保全基準兼点検票並びに直近のリスク査定の結果

[第18を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

第17 [同左]

第20 情報システムに関する記録（情報システム特約条項第4条、第5条、第14条、第15条、第16条、第23条、第25条関係）

1 実施要領別紙第2付紙第4の秘密取扱情報システムに関する特約条項（以下「情報システム特約条項」という。）の規定による秘密取扱情報システムに関する記録を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として記録するものとする。

- (1) 秘密取扱情報システム利用者指定・解除簿 付紙様式第18
- (2) 秘密取扱情報システム利用に当たっての同意書 付紙様式第19
- (3) 可搬記憶媒体管理簿 付紙様式第20
- (4) 秘密取扱情報システム管理簿 付紙様式第21
- (5) 秘密取扱情報システムぜい弱性対処記録 付紙様式第22
- (6) ホワイトリスト 付紙様式第23
- (7) 構成設定目録 付紙様式第24
- (8) 操作手順書 付紙様式第25
- (9) アクセス制御方針 付紙様式第26
- (10) 携帯型情報通信・記録機器の利用に係る要件 付紙様式第27
- (11) 秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制 付紙様式第28-1、28-2
- (12) ネットワーク構成図 付紙様式第29
- (13) データフロー図 付紙様式第30
- (14) アカウント管理計画 付紙様式第31
- (15) 識別子管理簿 付紙様式第32
- (16) システムログ分析結果記録簿 付紙様式第33
- (17) ぜい弱性スキャン分析結果記録簿 付紙様式第34
- (18) バックアップ実施等記録簿 付紙様式第35
- (19) メンテナンス等計画 付紙様式第36

第18 情報システムに関する記録（情報システム特約条項第4条、第5条、第14条、第15条、第16条、第23条、第25条関係）

1 実施要領別紙第2付紙第4の秘密取扱情報システムに関する特約条項（以下「情報システム特約条項」という。）の規定による秘密取扱情報システムに関する記録を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として記録するものとする。

- (1) 秘密取扱情報システム利用者指定・解除簿 付紙様式第16
- (2) 秘密取扱情報システム利用に当たっての同意書 付紙様式第17
- (3) 可搬記憶媒体管理簿 付紙様式第18
- (4) 秘密取扱情報システム管理簿 付紙様式第19
- (5) 秘密取扱情報システムぜい弱性対処記録 付紙様式第20
- (6) ホワイトリスト 付紙様式第21
- (7) 構成設定目録 付紙様式第22
- (8) 操作手順書 付紙様式第23
- (9) アクセス制御方針 付紙様式第24
- (10) 携帯型情報通信・記録機器の利用に係る要件 付紙様式第25
- (11) 秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制 付紙様式第26-1、26-2
- (12) ネットワーク構成図 付紙様式第27
- (13) データフロー図 付紙様式第28
- (14) アカウント管理計画 付紙様式第29
- (15) 識別子管理簿 付紙様式第30
- (16) システムログ分析結果記録簿 付紙様式第31
- (17) ぜい弱性スキャン分析結果記録簿 付紙様式第32
- (18) バックアップ実施等記録簿 付紙様式第33
- (19) メンテナンス等計画 付紙様式第34

(20) メンテナンス等実施記録 付紙様式
第37

2 [略]

第21 秘密取扱情報システム実装計画の届出（情報システム特約条項第12条関係）

秘密取扱情報システム実装計画を変更した場合は、乙は、付紙様式第38による様式を基準として届け出るものとする。

付紙第1
総括者の指名に関する細部審査基準

第1 基準1

1 [略]

2 総括者は、過去10年の間、2年以上継続して、通算3年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があること。

3 総括者は、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知しており、日常的な秘密の取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。

第2 基準2

1 [略]

2 第1の2及び3を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。

(1) 保全責任者その他秘密保全組織を管理する者であって、総括者を支える者として過去10年の間に通算5年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があり、リスク評価、従業者への教育、秘密保全

(20) メンテナンス等実施記録 付紙様式
第35

2 [同左]

第19 秘密取扱情報システム実装計画の届出（情報システム特約条項第12条関係）

秘密取扱情報システム実装計画を変更した場合は、乙は、付紙様式第36による様式を基準として届け出るものとする。

付紙第1
総括者の指名に関する細部審査基準

第1 基準1

1 [同左]

2 総括者は、過去10年の間に5年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があること。

3 総括者は、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知しており、日常的な秘密の取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。

第2 基準2

1 [同左]

2 第1の2及び3を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。

(1) 総括者を支える保全責任者として過去10年の間に5年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があり、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システ

施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知している者を配置すること。

- (2) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

第3 基準3

1 [略]

2 第2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。

- (1) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

- (2) 保全責任者、秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者、アカウント管理者その他秘密保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに1回及びその後は3か月に1回の頻度により合計4回、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の

ム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知している者を配置すること。

- (2) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の日から3か月以内に、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

第3 基準3

1 [同左]

2 第2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。

- (1) 総括者、保全責任者、秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者、アカウント管理者その他秘密保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の日から秘密を取り扱う前の間に、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。
- (2) 保全責任者、秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者、アカウント管理者その他秘密保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の日から1年の間、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、防衛事業適合事業者における日常的な

管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、日常的な秘密の取扱いに関する保全措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

秘密の取扱いに関する保全措置についての防衛装備庁の研修を、3か月に1回、受講し、修了すること。

付紙様式第10-2

付紙様式第10-2

認定・解除簿（物定経過）

番号	所属	氏名	所属	認定				解除				備考	
				認定年月日	認定種別	認定事由	認定期間	解除年月日	解除種別	解除事由	解除期間		

認定・解除簿（物定経過）

番号	所属	氏名	所属	認定				解除				備考	
				認定年月日	認定種別	認定事由	認定期間	解除年月日	解除種別	解除事由	解除期間		

※1 添付簿には、認定済品目番号の付録を記載する。
 ※2 解除する場合は、その理由（例：契約終了、人事異動、退職等）を備考欄に記載する。

※1 添付簿には、認定済品目番号の付録を記載する。
 ※2 解除する場合は、その理由（例：契約終了、人事異動、退職等）を備考欄に記載する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

写送付先：北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長、中国四国防衛局玉野防衛事務所長